

資料 6 .

洪水浸水想定区域図について

# 洪水浸水想定区域図について

改正水防法が令和3年7月に施行され、洪水浸水想定区域図の指定やハザードマップの作成対象が水位周知河川以外の中小河川（県管理河川）にまで拡大。市町村が洪水ハザードマップを作成するために必要となる、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図をR3～R4年度で作成し、中小河川285河川について、令和5年5月30日に洪水浸水想定区域図の公表を行った。

R3～4年度  
浸水想定区域図作成  
285河川

令和5年5月30日公表

大和川水系  
(136河川)

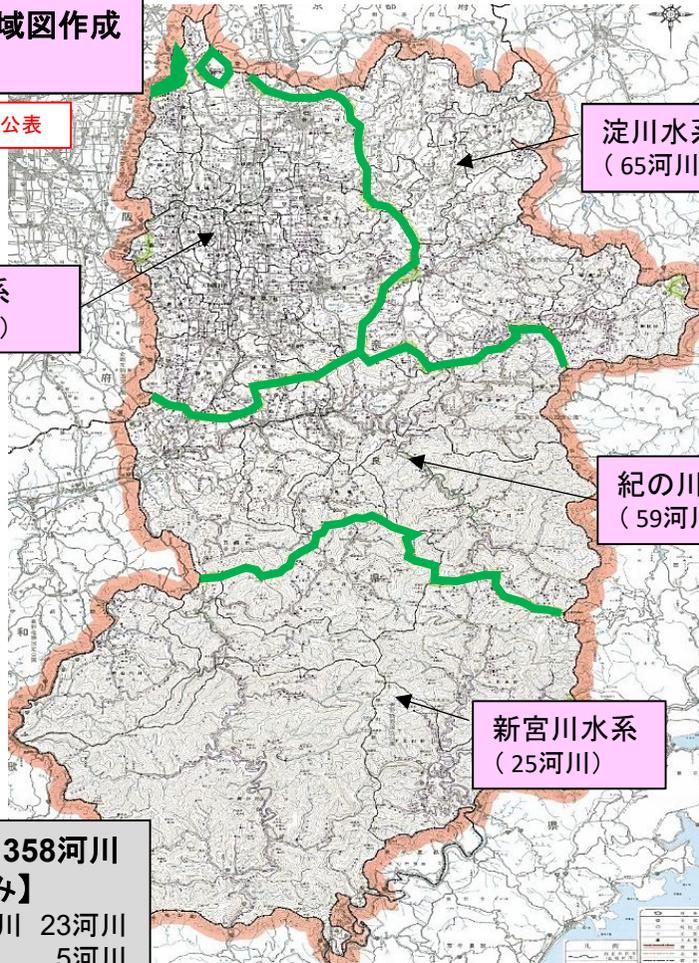
淀川水系  
(65河川)

紀の川水系  
(59河川)

新宮川水系  
(25河川)

県管理河川 358河川  
【うち作成済み】

- ・水位周知河川 23河川
- ・ダム下流 5河川



## <ハザードマップとの関係>

<洪水浸水想定区域図※(国、都道府県)>



(図はイメージ)

県が作成した中小河川洪水浸水想定区域図のデータを県内全市町村へデータ提供済み

<洪水浸水想定区域の指定>

想定しうる最大規模の降雨による浸水が想定される区域、その水深及び浸水継続時間等について、河川管理者が指定



<洪水ハザードマップ(市区町村)>



(図はイメージ)

市町村において、洪水ハザードマップの更新・作成を行う

<洪水ハザードマップの周知>

浸水被害軽減地区内の市区町村において、浸水想定区域上に以下の内容等を記載

- 避難経路
- 避難場所
- 地下街等、要配慮者施設、大規模工場等

国の目標として、令和8年度までに、市町村が作成する洪水ハザードマップの完了目標